

緊急事態宣言中の面会方法

緊急事態宣言中は、ビデオ通話の面会のみとなります。

F・Gで面会方法が異なります。

F: 看取りケア以外の親族。

G: 看取りケアの入居者様の親族。

<面会予約> 0566-46-5210

<受付時間> 9:00~18:00

※面会者や同居家族が、過去2週間以内に37.5℃を超える発熱や風邪症状があった場合、来訪をご遠慮ください。

<Fの方> 自家用車の中で、ビデオ通話。10分間。

- ・前日までに、施設へ電話でご予約をお願いします(当日不可)。
- ・面会時間は月～金の10～11時半/13時半～15時。

土日は日にち限定の13時半～15時

- ・面会人数に制限ありません。(面会用タブレット端末はB5サイズです。)

※面会頻度は週1回を上限といたします。

<Gの方> 自家用車の中で、ビデオ通話。15分間。

- ・前日までに電話予約が必要です。面会時間15分。
- ・面会時間は10～11時半/13時半～15時。(土日は13時半～15時のみ)
- ・面会頻度に制限なし。
- ・面会人数に制限ありません。(面会用タブレット端末はB5サイズです。)

※非常に状態が悪い場合は、直接会える方法を検討いたします。

※F・Gのいずれの場合も、予約時間に遅れた場合、面会をお断りすることがございます。

※面会方法に変更があった場合は、ホームページと施設玄関に掲示いたします。

毎月、以下の曜日は、施設行事の都合上面会ができません。

- ・第2水曜日の午後
- ・第4水曜日の午後
- ・第2火曜日は終日

A・Bの土日の面会日⇒ 10月9日(土)、17日(日)、31日(日) 13時半～15時

土日の予約に関しては、月1回のみ承ります。

面会者都合により、前日や当日にキャンセルされた場合、同月の土日のご予約はお断りしております。